事　務　連　絡
令和５年３月２９日

都道府県
各　指定都市　次世代育成支援対策施設整備交付金ご担当者　様
中 核 市
児童相談所設置市

厚生労働省 子ども家庭局 子育て支援課
施設調整等業務室 調整係

令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議について（第２回）

平素より、児童福祉行政の推進につきまして、ご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議については、「令和５年度次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議等について（案）」以下「協議通知案」という。）に基づき実施しているところです。協議通知に記載のとおり、第２回の協議を実施しますので下記のとおり必要となる協議書を提出いただきますようお願いします。

また、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）に基づき、次世代育成支援対策施設整備交付金を活用して行われる耐震化整備については、地方負担が軽減されるよう地方財政措置（防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）が講じられています。

各都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれましては、子どもの命の安全に関わる喫緊の課題であるとの認識のもと、早急な整備に向けての補正予算措置や各種調整等の検討をお願いするとともに、都道府県におかれては、管内市町村に対しても、周知を徹底していただくようお願いします。

記

１　提出期限

令和５年４月７日（金）（必ず令和５年４月３日以降にご提出ください。）
なお、提出先は以下のアドレス宛にご提出ください。

（提出先メールアドレス）
shisetsuchousei@cfa.go.jp

２　留意事項等

（１）協議書の提出方法について

・原則、協議一覧及び様式第３号等ファイルの２種類をご提出ください。
・協議一覧については、必ず都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市毎にそれぞれ１つのファイルでまとめた上、ご提出ください
・その他の協議様式については整備事業毎に提出すること。

（例）××県提出書類

・協議一覧ファイル×１

・その他協議様式ファイル×３（○市○児童館分、△市△児童養護施設分、×市×乳児院分）

なお、提出時のファイル名は以下のとおりとすること。

・協議一覧

→　都道府県番号-都道府県名_（Ｒ５第２回次世代）協議一覧.xlsx

・その他協議様式（協議様式第３号等）

→　都道府県番号-都道府県名_（Ｒ５第２回次世代・○市○児童館分）様式第３号等.xlsx

・見積書（大規模修繕等の場合）

→　都道府県番号-都道府県名_（Ｒ５第２回次世代・○市○児童館分）見積書.pdf

・その他参考書類（提出が必要な場合）

→　都道府県番号-都道府県名_（Ｒ５第２回次世代・○市○児童館分）その他参考書類

※変更協議の場合はファイル名の語尾に「(変更協議)」と記載し、変更前の様式第２号のシートも追加で作成すること。

○大規模修繕、防犯対策の場合の見積書については、原則１つのＰＤＦとすること。見積書が分かれる場合はその旨、分かるようにファイル名に記載すること。

（例）３つあるうちの１つ目の見積書の場合

→　都道府県番号-都道府県名_（Ｒ５第２回次世代・○市○児童館分 3-1）見積書.pdf

（２）見積書の添付について

大規模修繕等及び防犯対策強化整備事業は、公的機関の見積もりと工事請負業者２社の見積もりを比較して一番低い価格を交付基礎額としているところですが、公的機関の見積もりを取得していない事例が散見されており、協議書類の差し替えに多大な時間を要しております。必ず、公的機関及び工事請負業者２社の見積書を取得の上、協議書に添付の上、協議いただくようお願いします。

（３）障害児施設等の協議募集について

「令和５年度予算案における次世代育成支援対策施設整備交付金の協議募集（予定）等について」（令和５年１月 27 日事務連絡）においてお示ししたとおり、今般の第２回協議より障害児施設等の協議募集を開始します。

詳細については協議通知案や協議様式等をご確認の上、ご提出をお願いします。なお以下２点については特にご留意ください。

①交付にあたっては、当該整備事業が次世代育成支援対策を推進するために都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を含む）が策定する都道府県整備計画、市町村整備計画、又は防犯対策強化整備計画（以下「整備計画」という。）に基づいて実施された事業であることが必要です。ただし、令和５年度においては、整備事業実施自治体が、協議時に整備計画を未作成であっても、当該事業の完了前に整備計画を作成し、当該事業が整備計画に基づく事業と位置づけた場合は交付の要件を満たした

ものとみなします。

②障害児施設等の整備においては、申請自治体内において障害時施設等の中で優先度が高い事業順に順位付けを行ってください。なお、この優先順位は採択にあたっての参考とします。

（４）産後ケア事業を行う施設の整備について

産後ケア事業については、少子化社会対策大綱（令和２年５月 29 日閣議決定）において、2024 年度末までの全国展開を目指すこととされているところ、令和３年度時点の実施市町村数は 1,360 市町村となっています。

取組を推進するため、産後ケア事業の創設、増築及び増改築に係る整備費について、補助率２／３相当額に引き上げております。積極的な活用をご検討いただきますようお願いします。

（５）地域の国土強靭化の取組推進について

◎「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく整備について

平成 30 年度から令和２年度にかけては、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」に基づく整備を実施してきたところ、令和３年度から令和７年度までの 5 年間については、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」（令和２年 12 月 11 日閣議決定）に基づく整備を実施し、施設の耐震対策等を引き続き推進します。

ついては、協議書（様式第３号）に５か年加速化対策に基づく事業への該当の有無を記載する欄を設けていますので、該当する事業として申請を行う場合は、事業区分を記載ください。対象整備事業は以下のとおりとします。

○　施設の耐震化を図る整備
○　防犯対策強化整備事業（ブロック塀等の安全対策に係る工事に限る）
○　緊急災害時用の自家発電の整備
○　水害対策強化にかかる事業（都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設において行われる、危険区域外への移転改築、水害対策のために必要な補強改修工事や設備の整備等）

（例）

・　都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域から区域外への移転改築
・　迅速な垂直避難を可能とするためのエレベーター設置工事
・　迅速な避難を促進するための、スロープ設置工事
・　利用児童や職員が避難する事ができるスペース確保のための改修工事　等

◎国土強靭化地域計画に基づく事業について

令和元年の「国土強靭化の推進に関する関係府省庁連絡会議」において、『予算の「重点化」「要件化」「見える化」等による地域の国土強靭化の取組推進』が申し合わせ事項とされたため、次世代育成支援対策施設整備交付金においても「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく整備については、当該市町村において国

土強靭化地域計画が策定されていることを採択にあたっての要件とします。

また、国土強靭化地域計画を策定したうえで、さらにその計画に明記された事業については、優先的に採択することとします。

※地域計画での記載例　「・〇〇児童館の耐震化整備事業（R4～R5)」

（６）施設整備における木材利用の推進について

利用者の精神的なゆとりと安らぎのある生活環境づくりや、資源循環型社会の構築に寄与していくため、施設の木造化、内装等への木材の利用や木製品の利用等その積極的な活用を行う事業については、優先的に採択いたします。

当該事業として申請する際には、協議書においてその旨を記載するとともに、本整備において木材をどのように利用しているか、具体的に記載してください。

（７）非常用自家発電設備及び給水設備（以下「非常用設備等」という。）について

非常用設備等は地震による停電時等に有効に機能することを前提に、交付していることから、地震時に転倒することなどがないよう耐震性を確保してください。また、事業主体に対して、当該非常用設備等の耐震性の確保の必要性及び耐震性等が確保されていることが分かる資料を事業主体が整備しておくよう指導願います。

（参考 URL）会計検査院 HP

https://www.jbaudit.go.jp/report/new/summary03/pdf/fy03_tokutyou_10.pdf

（８）その他

採択をするにあたっての参考とするため当該整備の妥当性、必要性等を検討し、協議書に検討内容を具体的にご記載ください。

また、提出期限を超過する自治体が見受けられます。予算執行の見込みを立てることが困難であるため、期限厳守にご協力くださいますようお願いします。

【問合せ先】（３月 31 日 15 時まで）
厚生労働省　子ども家庭局　子育て支援課
施設調整等業務室　調整係
TEL：03-5253-1111（内線 4960・4961）
Mail：jidouseibi@mhlw.go.jp
※上記は協議書の提出先ではございません。

（４月３日以降）
こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）
付　調整第１係、第２係
TEL：03-6863-0286
Mail：shisetsuchousei@cfa.go.jp